

2025年3月25日

各位

小田急電鉄株式会社

一部規則の改定について

誠に勝手ながら、一部規則の改定を行います。詳細は、下記のとおりです。

記

1 改定規則

(1)「旅客営業規則」

第18条、第40条の4、第107条の4、第214条(8)、307条、307条の2、別表第2号

(2)「ICカード乗車券取扱規則」

第16条、第16条の2

(3)「障がい者用ICカード乗車券取扱特約」

第1条、第6条2項

2 改定日

2025年4月1日(火)初電より

3 改定内容

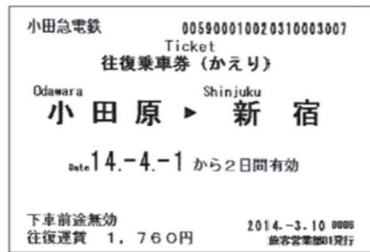
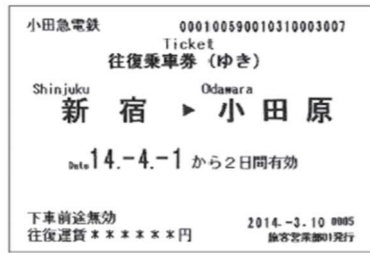
【別紙】新旧表をご確認ください。

「旅客営業規則」新旧対照表 改定(20250401)

現行版	改定版
<p style="text-align: center;"><b>「旅客営業規則」</b></p> <p><b>第 18 条</b> 乗車券類の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 普通乗車券 { 片道乗車券 往復乗車券</li> <li>イ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券 通学定期乗車券</li> <li>ウ 特殊割引回数乗車券 { 通学用割引回数乗車券 身体障害者用割引回数乗車券 知的障害者用割引回数乗車券</li> <li>エ 団体乗車券</li> <li>オ 貸切乗車券</li> </ul> <p>(2) 特別急行券</p> <p>(3) サルーン券</p> <p>(知的障害者用割引回数乗車券の発売)</p> <p><b>第 40 条の 3</b> 「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者で、別に定める知的障害者が介護者とともに区間を同じくして順路によって乗車する場合、療育手帳を呈示したときは、当該区間に有効な 11 券片の知的障害者用割引回数乗車券を発売する。</p> <p>2 前項の規定により発売する知的障害者用割引回数乗車券の区間は、片道乗車券を発売できる区間に限るものとする。</p> <p style="text-align: right; color: green;">(精神障害者用割引回数乗車券の発売) 第 40 条の 4 ⇒新設</p> <p><b>第 107 条の 3</b> 第 40 条の 3 の規定により知的障害者用割引回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めることによって運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 大人<b>身体</b>障害者用割引回数乗車券は、大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額の 5 割を割引し、は数計算した額とする。<span style="float: right; color: green;">誤植修正⇒</span></p> <p>(2) 小児<b>身体</b>障害者用割引回数乗車券は、小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額の 5 割を割引し、は数計算した額とする。<span style="float: right; color: green;">誤植修正⇒</span></p> <p style="text-align: right; color: green;">(精神障害者用割引回数旅客運賃) 第 107 条の 4 ⇒新設</p>	<p style="text-align: center;"><b>「旅客営業規則」</b></p> <p><b>第 18 条</b> 乗車券類の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 普通乗車券 { 片道乗車券 往復乗車券</li> <li>イ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券 通学定期乗車券</li> <li>ウ 特殊割引回数乗車券 { 通学用割引回数乗車券 身体障害者用割引回数乗車券 知的障害者用割引回数乗車券 <b>精神障害者用割引回数乗車券</b></li> <li>エ 団体乗車券</li> <li>オ 貸切乗車券</li> </ul> <p>(2) 特別急行券</p> <p>(3) サルーン券</p> <p>(知的障害者用割引回数乗車券の発売)</p> <p><b>第 40 条の 3</b> 「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者で、別に定める知的障害者が介護者とともに区間を同じくして順路によって乗車する場合、療育手帳を呈示したときは、当該区間に有効な 11 券片の知的障害者用割引回数乗車券を発売する。</p> <p>2 前項の規定により発売する知的障害者用割引回数乗車券の区間は、片道乗車券を発売できる区間に限るものとする。</p> <p style="text-align: right; color: red;">(精神障害者用割引回数乗車券の発売)</p> <p><b>第 40 条の 4</b> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者で、別に定める精神障害者が介護者とともに区間を同じくして順路によって乗車する場合、精神障害者福祉手帳を呈示したときは、当該区間に有効な 11 券片の精神障害者用割引回数乗車券を発売する。</p> <p>2 前項の規定により発売する精神障害者用割引回数乗車券の区間は、片道乗車券を発売できる区間に限るものとする。</p> <p><b>第 107 条の 3</b> 第 40 条の 3 の規定により知的障害者用割引回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めることによって運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 大人<b>知的</b>障害者用割引回数乗車券は、大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額の 5 割を割引し、は数計算した額とする。</p> <p>(2) 小児<b>知的</b>障害者用割引回数乗車券は、小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額の 5 割を割引し、は数計算した額とする。</p> <p style="text-align: right; color: red;">(精神障害者用割引回数旅客運賃)</p> <p><b>第 107 条の 4</b> 第 40 条の 4 の規定により精神障害者用割引回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めることによって運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 大人<b>精神</b>障害者用割引回数乗車券は、大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額の 5 割を割引し、は数計算した額とする。</p> <p>(2) 小児<b>精神</b>障害者用割引回数乗車券は、小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額の 5 割を割引し、は数計算した額とする。</p>

214条

(3) 往復乗車券



(4) 放送大学通学用割引回数乗車券



(5) 通信教育を行う高等学校通学用割引回数乗車券



(6) 身体障害者用割引回数乗車券



(7) 知的障害者用割引回数乗車券



第214条 (8) 精神障害者用割引回数乗車券⇒追加

(手回り品及び持込禁制品)

第307条 旅客は第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第2号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び壊炉を除く。）
- (4) 死 体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は同条第4項に規定する小動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

(注) 別表第2号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないように措置することとする。

誤植修正⇒  
文言⇒追加

(注) ⇒削除

214条

(3) 往復乗車券



(4) 放送大学通学用割引回数乗車券



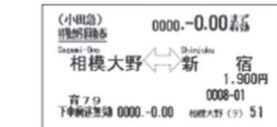
(5) 通信教育を行う高等学校通学用割引回数乗車券



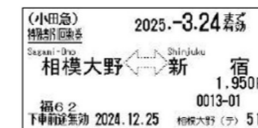
(6) 身体障害者用割引回数乗車券



(7) 知的障害者用割引回数乗車券



(8) 精神障害者用割引回数乗車券



(手回り品及び持込禁制品)

第307条 旅客は第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第2号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び壊炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (4) 死 体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は同条第4項に規定する小動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

- 2 前項ただし第1号または書第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立合いを求め、手回り品の内容の点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号ア、イおよびウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

第307条の2⇒新設

- 2 前項ただし第1号または書第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立合いを求め、手回り品の内容の点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号ア、イおよびウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

第307条の2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。  
(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

別表第2号

危険品品目表

危険品の品目		適用除外の物品
火薬類	(1) 火薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬 (2) 爆薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管 導爆線、雷管又は火管付薬きょう、 火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、 星火を発する榴弾、効命索発射器用ロケット、その他の火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの。 (2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した次に掲げるもの。 銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。 (3) 銃用実砲又は銃用空砲で、弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（射撃競技のために用いる口径0.22インチ以内の射撃競技用実包にあっては800個以内）のもの。
	高压ガス	(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空

別表第2号

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
				実包	雷管	銃用雷管
			実包		銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
			空包		銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
			火工品	信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				標火	—	
				がん具標火	がん具標火（おもちゃ花火、発火筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）						
導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの				
電気導火線						
その他の火工品	—					
その他	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの			
	ニトロセルロース	ラッカースプレー*				

危険品の品目		適用除外の物品
<p>気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス(二酸化炭素)、亜酸化窒素ガス(笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品</p> <p>(2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液体プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸フロン-12、フロン-22液化シアン化水素(液体青酸)、塩化ニチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化塩化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品</p>	<p>ものに限る。</p> <p>(1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。</p> <p>(2) 消化器内に封入した炭素ガスで2本以内のもの。</p> <p>(3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの。</p>	
<p>(1) マッチ 安全マッチ、硫黄リンマッチ、黄リンマッチ</p> <p>(2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん(発煙筒を含む。)、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管(大型紙雷管を含む。)、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬(始動栓、発火薬又は着火薬ともいう。)、冷始動発熱筒、始発筒、その他の軽</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 安全マッチで、次の数量以内のもの。 容器・荷造とも重量が3キログラム</p> <p>(2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。</p> <p>(3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で、次</p>	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品					
					物品	重量、数量等				
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの				
				ジニトロベンゼン		—				
				ジニトロナフタリン		—				
				ジニトロトルエン		—				
				ジニトロフェノール		—				
				ニトログリコール		—				
				トリニトロベンゼン		—				
				トリニトロトルエン		—				
				ピクリン酸		—				
				過酢酸		—				
				メチルエチルケトン過酸化物		—				
				アジ化ナトリウム		—				
				その他、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目		—				
				2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
								硫黄リンマッチ		—
黄リンマッチ		—								
その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*			実重量が300グラム以内のもの				
		金属カリウム				—				
		金属リチウム				—				
		金属ナトリウム(金属ソーダ)				—				
		カリウムアマルガム				—				
		ナトリウムアマルガム				—				
		マグネシウム(粉状品又はひも状のものに限る。)				—				
		アルミニウム粉				—				
		マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉				—				
		黄リン				—				
		硫黄リン				—				
		赤りん				—				
		リン化石灰				—				
		リン化カルシウム				—				
		ヒドロサルファイト(亜二チオン酸ナトリウム)				—				
		カーバイド(炭化カルシウム)				—				
		その他の発火性の物及び製品	油紙(刃物用包装紙等)*			容器・荷造とも重量が5キログラム以内のもの				
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール(メチルアルコール又は本精)	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの				
				アセトン	ネイルリムーバー*					
				コロジオン	水研削膏、角質軟化剤*					
				ブタノール(ブチルアルコール)	希釈用アルコール*					
				松根油	絵具用溶剤*					
				テレピン油(松精油)	絵具用溶剤*					
エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*									
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの				

危険品の品目		適用除外の物品
火工品		<p>の数量以内のもの。</p> <p>容器・荷造とも重量が1キログラム</p> <p>(4) 信号えん管及び信号火せんて実重量が500グラム以内のもの。</p> <p>(5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。容器・荷造とも重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
油紙 油布類	<p>(1) 油紙、油布とその製品</p> <p>(2) 擬ウールじゅうとその製品</p> <p>(3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維</p>	
可燃性液体	<p>(1) 鉱用原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トルエン(トルオール)、キシレン(キシロール又はザイコール)、メタノール(メチルアルコール又は木精)、アルコール(変性アルコールを含む。)、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、バラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアルミン、トリメチルアルミンの水溶液、ジメチルアルミン、ピリジン、酢酸エチル、酢酸メチル、蟻酸ニチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、</p>	<p>日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品(揮発油等の可燃性液体そのものは除く。)で、2リットル以内のもの又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p>

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品(ローション、クリーム等)*	量が2キログラム以内のもの
			—	アルコール(変性アルコールを含む。)	酒類*	
			—	揮発油		
			—	ソルベントナフタ		
			—	コールタール軽油		
			—	ベンゼン(ベンゾール)		
			—	トルエン(トルオール)		
			—	キシレン(キシロール又はザイロール)		
			—	二硫化炭素		
			—	酢酸ビニルモノマ		
			—	エーテル		
			—	クロロシラン		
			—	アセトアルデヒド		
			—	バラアルデヒド		
			—	ジエチルアルミニウム		
			—	モノメチルアルミン		
			—	トリメチルアルミンの水溶液		
			—	ジメチルアルミン		
			—	ピリジン		
			—	酢酸アルミ		
			—	酢酸エチル		
			—	酢酸メチル		
			—	蟻酸エチル		
			—	プロピルアルコール		
			—	ビニルメチルエーテル		
			—	臭化エチル(エチルプロマイド)		
			—	酢酸ブチル		
			—	フーゼル油		
			—	灯油(石油)		
			—	軽油(ガス油)		
			—	重油(バンカー油、ディーゼル重油)		
			—	ガソリン		
			—	ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)		
			—	ニトロトルエン(ニトロトルオール)		
			—	エチルエーテル		
			—	酸化プロピレン		
			—	ノルマルヘキサン		
			—	エチレンオキシド		
			—	酢酸ノルマルベンチル		
			—	イソペンチルアルコール		
			—	メチルエチルケトン		
			その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ベンキ*
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素

危険品の品目		適用除外の物品
可燃性液体	臭化エチル(エチルプロマイド)、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーベル油、松根油、テレピン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(バンガー油、ディーゼル重油)、その他の可燃性液体及びその製品(ペンキ等) (2) ニトロベンゼン(ニトロベンゾール) (3) ニトロトルエン(ニトロトルオール)	
可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアルガム、ナトリウムアルガム、マグネシウム(粉状、箔状又はひも状のものに限る。)、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモン又は硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造りものの重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰(酸化カルシウム)、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイト(炭化カルシウム)	乾燥した状態のカーバイトで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
				炭酸ガス(二酸化炭素)	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ*	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造りものの重量が2キログラム以内のもの
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス		
				硫化水素ガス		—
				一酸化炭素ガス		—
				石炭ガス		—
				水性ガス		—
				空気ガス		—
				アンモニアガス		—
				塩素ガス		—
				亜酸化窒素ガス(笑気ガス)		—
				ホスゲンガス		—
				アルゴン		—
				エタン		—
				エチレン		—
				メタン		—
				その他の圧縮ガス及びその製品		—
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造りものの重量が2キログラム以内のもの
				フレオン-12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				フレオン-22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気		—
				液体窒素		—
				液体酸素		—
				液体アンモニア		—
				液体塩素		—
				液体亜硫酸		—
				液化シアン化水素(液体青酸)		—
				塩化エチル		—
				塩化メチル(メチルクロライド)		—
				液化酸化エチレン		—
				塩化ビニルモノマ		—
4	可燃性	高圧	液化	液体メタン		—



危険品の品目		適用除外の物品
酸類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸(塩化スルフルルを含む。)、 沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したものの。
酸化腐しよく剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム(塩酸バリウム)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リン、過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化バリウム、晒粉、臭素(ブロム)、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトオールスルホクロリット、四塩化チタン、三酸化クローム(無水クロム酸)、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、そ	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
	のガス	ガス	ガス	その他の液化ガス及びその製品		—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)		—	
			—	塩素酸カリウム		—	
			—	塩素酸バリウム(塩酸バリウム)		—	
			—	塩素酸カルシウム		—	
			—	塩素酸ストロンチウム		—	
			—	塩素酸アンモニウム		—	
			—	その他の塩素酸塩類		—	
			過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)		—
				—	過塩素酸カリウム		—
				—	過塩素酸ナトリウム		—
			過酸化物	—	過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)		—
				—	過酸化カルシウム		—
		—		過酸化マグネシウム		—	
		—		過酸化バリウム		—	
		—		過酸化亜鉛		—	
		—		過酸化カリウム		—	
		硝酸塩類	—	硝石(硝酸カリウム)	肥料*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの	
			—	硝酸アンモニウム(硝酸アンモン又は硝安)		—	
			—	硝酸ナトリウム		—	
			—	その他の硝酸塩類		—	
			亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
				—	その他の亜塩素酸塩類		—
			次亜塩素酸塩類	—	晒粉(次亜塩素酸カルシウム)		—
				—	その他の次亜塩素酸塩類		—
その他酸化性の物	—		過硫酸アンモニウム		—		
	—		過硫酸カリウム		—		
	—		過硫酸ナトリウム		—		
	—		三酸化クローム(無水クロム酸)		—		
—	その他の酸化性の物及び製品		—				
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの		—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*		
			—	硝酸			
			—	塩化スルホン酸(塩化スルフルルを含む。)			
			—	沸化水素酸			
7	その他	毒物・劇物	—	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)		—	
7	その他	毒物・劇物	—	フェロシリコン		—	

危険品の品目		適用除外の物品
揮散性毒物	他の酸化腐しよく剤及びその製品 硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フエロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四ニチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損のおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの。
放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素(ラジオアイソトープ)	
セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、アリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けないもの。 (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの。

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
	危険物	劇物	—	塩化硫黄	—	—
			—	クロルピクリン	—	—
			—	四ニチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素(ブロム)	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないよう荷造したもの
	農業		—	硫黄剤	農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受ける農業	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
その他危険物		—	生石灰(酸化カルシウム)	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの	
		—	塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの	
		—	低温焼成ドロマイト	—	—	
		—	塩化リン	—	—	
		—	臭化ベンジル	—	—	
		—	四塩化チタン	—	—	

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に\*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。  
(注2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

「ICカード乗車券取扱規則」新旧対照表 改定(20250401)

現行版	改定版
<p data-bbox="685 302 1032 329">「ICカード乗車券取扱規則」</p> <p data-bbox="905 373 1522 436">旅通牒甲19第1号2007年3月14日制定 2024.10.1 旅通牒甲2024第18号改定</p> <p data-bbox="213 474 1466 506"><b>(身体障害者割引および知的障害者割引)</b> <span style="float:right">表題の変更⇒</span></p> <p data-bbox="195 510 1383 674">第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程により、割引を受けようとする旅客がICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p data-bbox="1015 678 1466 709"><b>精神障害者旅客運賃割引規程の追加⇒</b></p> <p data-bbox="255 714 1341 774">2 前項にかかわらず、当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="276 779 1314 840">(1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p data-bbox="276 844 1329 947">(2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。</p> <p data-bbox="255 951 1495 1012">3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳または療育手帳を呈示するものとする。</p> <p data-bbox="1065 1016 1466 1047"><b>精神障害者保健福祉手帳の追加⇒</b></p> <p data-bbox="213 1085 1466 1117"><b>(身体障害者割引運賃および知的障害者割引運賃の端数処理)</b> <span style="float:right">表題の変更⇒</span></p> <p data-bbox="195 1121 1353 1182">第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。</p>	<p data-bbox="2021 302 2368 329">「ICカード乗車券取扱規則」</p> <p data-bbox="2267 373 2867 436">旅通牒甲19第1号2007年3月14日制定 2025.3.14 旅通牒甲2025第4号改定</p> <p data-bbox="1552 474 1712 506"><b>(障害者割引)</b></p> <p data-bbox="1534 510 2858 674">第16条 当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程<b>または精神障害者旅客運賃割引規程</b>により、割引を受けようとする旅客がICカード乗車券による乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ICSF乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、IC定期乗車券またはIC企画乗車券による乗車では第14条の2の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p data-bbox="1593 714 2694 774">2 前項にかかわらず、当社を含むIC鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="1614 779 2668 840">(1) 前条第1項から第5項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ5割引した額を減額する。</p> <p data-bbox="1614 844 2668 947">(2) 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第1項に定める割引と前条第5項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。</p> <p data-bbox="1593 951 2858 1043">3 前各項の取扱いは、第5条第1項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、療育手帳または<b>精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）</b>を呈示するものとする。</p> <p data-bbox="1552 1085 1896 1117"><b>(障害者割引運賃の端数処理)</b></p> <p data-bbox="1534 1121 2858 1182">第16条の2 前条第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。(本人確認書類)</p>

「障がい者用 I Cカード乗車券取扱特約」新旧対照表 改定(20250401)

現行版	改定版
<p data-bbox="617 302 1095 331">「障がい者用 I Cカード乗車券取扱特約」</p> <p data-bbox="875 373 1522 438">2023年3月 6日 旅通牒甲2023第 2号制定 2023年9月22日 旅通牒甲2023第10号改定</p> <p data-bbox="210 478 290 508">(目的)</p> <p data-bbox="195 512 1516 846">第1条 この特約は、小田急鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「I Cカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、<b>または</b>「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）第1種身体障害者<b>または</b>第1種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用P A S M O取扱特約に基づき発行する障がい者P A S M Oおよび介護者P A S M O（以下「障がい者用P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I Cカード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。<b>精神障害者保健福祉手帳の追加⇒</b></p> <p data-bbox="210 953 290 982">(発売)</p> <p data-bbox="195 987 1516 1152">第6条 障がい者用P A S M Oは障がい者用P A S M O取扱特約の定めにより駅等で発売する。 2 旅客が障がい者用P A S M Oに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程<b>および</b>知的障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、第1種身体障害者とその介護者<b>または</b>第1種知的障害者とその介護者に対して同時に発売する。<b>精神障害者旅客運賃割引規程の追加⇒</b></p>	<p data-bbox="1961 302 2439 331">「障がい者用 I Cカード乗車券取扱特約」</p> <p data-bbox="2249 373 2867 438">2023年3月 6日 旅通牒甲2023第 2号制定 2025年3月 14日 旅通牒甲2025第 4号改定</p> <p data-bbox="1555 470 1635 499">(目的)</p> <p data-bbox="1540 504 2861 905">第1条 この特約は、小田急鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「I Cカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳<b>または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）</b>（以下、<b>総称して</b>「手帳」という）の交付を受けている者のうち、当社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄<b>または旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄</b>に記載のある）第1種身体障害者、第1種知的障害者<b>または</b>第1種精神障害者（以下、<b>総称して</b>「<b>障害者</b>」<b>という</b>）とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用P A S M O取扱特約に基づき発行する障がい者P A S M Oおよび介護者P A S M O（以下「障がい者用P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 I Cカード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1555 945 1635 974">(発売)</p> <p data-bbox="1540 978 2861 1144">第6条 障がい者用P A S M Oは障がい者用P A S M O取扱特約の定めにより駅等で発売する。 2 旅客が障がい者用P A S M Oに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程<b>または精神障害者旅客運賃割引規程</b>に定める割引の定期乗車券に限り、<b>障害者とその介護者</b>に対して同時に発売する。</p>